

令和4年度  
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

2

(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

資 料

下関市福祉部介護保険課

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

## 〔 目 次 〕

① 運営指導（実地指導）での指摘事項にはどのようなものがあるか？.....	1
② 特定事業所加算・サービス提供体制強化加算について.....	5
③ 複数の要介護者（要支援者）がいる世帯において、同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いはどのようにすべきか？【訪介】.....	10
④ 有料老人ホーム等に併設される事業所の人員配置について【訪介・定期】.....	12
⑤ サービス提供の算定の可否について.....	17
⑥ 2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱いについて【訪介】.....	22
⑦ 感染症や災害への対応力強化及び虐待の防止について.....	23
⑧ 通知集について.....	25

【注】各サービスに該当する項目及び記載内容については、以下のとおり表示しています。  
なお、特に記載のないものは、全サービス共通です。

訪介 → 訪問介護  
訪入 → (介護予防) 訪問入浴介護  
定期 → 定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
夜間 → 夜間対応型訪問介護

**① 運営指導（実地指導）での指摘事項にはどのようなものがあるか？**

※令和4年度から実地指導は『**運営指導**』に名称が変わります。

**【人員に関する基準】**

1. 「訪問介護員等の員数」に関すること

サービス提供責任者の員数	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供責任者の員数は、前3月の利用者数の平均値によるが、それを容易に確認できる資料が不十分。</li> </ul>
サービス提供責任者の必要な員数は、過去3か月の利用者数の平均から算出されます。適切な人員配置を行うため、		
①毎月の利用者数、 ②①から算出された必要なサービス提供責任者の員数について、 <b>毎月</b> 、記録・保管を行ってください。		

**【運営に関する基準】**

1. 「運営規程、重要事項説明書」に関すること

キャンセル料 交通費 複写代金	事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴収しているが、運営規程に記載がない。</li> <li>「実費」と記載されている。</li> <li>実際の取り扱いと記載内容が異なっている。</li> </ul>
キャンセル料をはじめサービス利用料以外の費用を徴収する場合、		
① <u>どのような場合に</u> 、 ② <u>どのくらいの費用がかかるか</u> 、 を実態に合わせて明確に記載してください。		
また、 <b>運営規程と重要事項説明書との間で整合を図ってください。</b>		
<例1> キャンセル料 サービス提供日の前日の午後〇時までには連絡があった場合、無料 それ以降の連絡となった場合、△△△△円		
<例2> 交通費 自動車を使用した場合、実施地域を越えた地点から〇kmあたり△△△円		
<例3> 複写代金 記録の複写1枚あたり××円		

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

管理者 サービス提供責任者	事例 ・重要事項説明書において、管理者の兼務関係が分かるように記載されていない。また、常勤・非常勤の別が記載されていない。
重要事項説明書においては、各職種について管理者とサービス提供責任者等との兼務関係及び常勤・非常勤の別を必ず記載してください。	

2. 「訪問介護計画の作成」に関すること

アセスメント	事例 ・初回提供時には行っているが、訪問介護計画を作成する際に行われていない。また、アセスメントは行ったが、変更がないため作成しておらず、その記録もない。
アセスメントとは、訪問介護計画の作成に当たって、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにするものであることから、初回提供時のみならず、更新時や利用者の状況に変化のあった際には、必ず訪問介護計画を作成する前に行ってください。なお、アセスメントの結果、変更がない場合にはその旨の記録を残すようにしてください。	

計画の作成	事例 ・居宅サービス計画に位置づけられた内容が訪問介護計画等の計画書に位置づけられていない。 ・居宅サービス計画に位置づけられた援助と、実際に利用者に対して実施した援助が異なっている。
訪問介護計画等の内容は居宅サービス計画の内容と整合性を図るようしてください。実際の援助は、訪問介護計画等に基づいて提供します。 なお、当該計画に位置付けられた援助と、実際に利用者に対し必要な援助が異なる場合は、居宅介護支援事業者へ連絡を行う等、居宅サービス計画等の変更に係る援助を行うようしてください。	

3. 「サービス提供の記録」に関すること

サービス提供記録	事例 ・所要時間のみが記載され、その具体的なサービスの内容が記録されていない。チェック欄のチェック漏れがある。 ・サービス内容・時間等が記載されていないため、内容が確認できない。
利用者に対する説明責任と介護給付の適正化の観点から、提供したサービスについてはもれなく確実に記録してください。	

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

4. 「勤務体制の確保等」に関すること

勤務体制の 確保等	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務予定や勤務実績における訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5以上であることを確認するための常勤換算後の員数の記載がない勤務表があった。</li> <li>・障害福祉サービスにおける指定居宅介護事業所との兼務関係が確認できない。</li> </ul>
<p>指定訪問介護事業所における職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係を記載した月ごとの勤務表を作成した上で、訪問介護員等の員数が、勤務予定及び勤務実績のいずれにおいても、常勤換算方法で2.5以上であることがわかるように、日々の勤務時間を記録するとともに、常勤換算後の員数を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスにおける居宅介護事業所との兼務関係を記載してください。</li> </ul>	

5. 「会計の区分」に関すること

会計の区分	<p>事例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正に区分されていることが確認できない。</li> </ul>
<p>訪問介護事業においては、平成30年4月より、以下のとおり取り扱うこととしておりますので、再度確認をお願いいたします。(平成30年度集団指導《個別編》3・P5を再掲)</p> <p>事業主体により適用を受ける会計基準等が異なるため、適用を受ける会計基準等に従って各事業所ごとの収支状況等の内容を明らかにすることを基本とし、以下の方法で区分されていれば運営基準を満たすものとして取り扱う。</p> <p>①介護保険事業とその他の事業を区分する。</p> <p>②各介護保険サービスを区分する。</p> <p style="padding-left: 20px;">⇒ 訪問介護事業と第1号訪問事業(予防給付型)が一体的に行われている場合は、同一サービスとして取り扱う。<u>ただし、訪問介護事業と第1号訪問事業(生活維持型)については、別サービスとして取り扱う。</u></p> <p>③介護事業と介護予防事業が一体的に行われている場合は、介護事業と介護予防事業の収入額がそれぞれで把握できれば、同一の会計として処理して差し支えない。</p> <p style="padding-left: 20px;">⇒ 訪問介護事業と第1号訪問事業(予防給付型)が一体的に行われている</p>	

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

場合は、訪問介護事業と第1号訪問事業(予防給付型)の収入額がそれぞれで把握できれば、同一の会計として処理して差し支えない。

上記取扱いは、あくまで各法人が適用を受ける会計基準等に従った上での対応となります。今一度、各法人内にて会計基準等を確認し、適切な会計処理を行うようお願いいたします。

【介護給付費の算定に関する基準】

初回加算	事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定要件を満たしていない。</li> <li>・要件を満たしていることが確認できない。</li> </ul>
※以下の要件を全て満たした場合に算定してください。 (利用料の公平化のため、要件を満たしている場合は必ず算定してください。)		
①初回又は過去2月間(暦月(月の初日から月の末日まで)による)、 当該指定訪問介護事業所の利用がない <sup>※1</sup> 利用者に対し、 ②新規に訪問介護計画を作成しており、 ③初回又は初回訪問を行った月に、 ④サービス提供責任者が、 ⑤指定訪問介護を行った又は 他の訪問介護員が指定訪問介護を行った際に同行 <sup>※2</sup> した。		
※1 要支援から要介護になった場合で、一体的に運営している指定第一号訪問事業所を利用していた場合であっても、過去2月間に当該訪問介護事業所を利用していなければ、要件を満たしません(例:4月15日に利用者に指定訪問介護を行った場合、2月1日以降に当該事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合、算定可能)。 ※2 サービス提供責任者が同行したことがわかるよう、サービス提供記録等に記録してください。		

2人の訪問介護員等による 訪問介護の取扱い等	事 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性が書面で確認できない。</li> <li>・訪問した訪問介護職員等の氏名が1人しか記録がない。</li> </ul>
「⑥2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱いについて」(22ページ)を参照ください。		

## ② 特定事業所加算・サービス提供体制強化加算について

令和3年度制度改正により、「特定事業所加算（V）」【訪介】と「サービス提供体制強化加算（I）」【訪入・定期・夜間】の区分が新設されました。これまでの区分との関係及び加算を取得するための要件等は以下のとおりです。令和3年度集団指導《個別編》6～10ページの内容に一部追記をして再掲しています。

### 特定事業所加算

※新設された区分（V）以外の区分について、変更はありません。

#### < 特定事業所加算（V） >

次のいずれにも該当すること。

- (1) 特定事業所加算（I）の(1)～(4)に掲げる基準のいずれにも適合していること。

#### ※参考

「特定事業所加算（I）の(1)～(4)」

(1) 介護事業所のすべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

(2) 次に掲げる基準に従い、指定訪問介護が行われていること。

(一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

(二) 訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。

(3) 訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。

(4) 運営規程に規定する緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

- (2) 訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

※勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。また、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

※上記、(2)の訪問介護員等の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算定するものとする。

※訪問介護員等として従事してから7年以上経過していることを求めるものではない。

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

**サービス提供体制強化加算**

※新設された (I) 以外について、単位数の変更はありません。

制度改正後	(I)	(II)	(III)	廃止	
〃 前	—	(I)イ	(I)ロ	(II)	(III)

※介護職員等特定処遇改善加算 (I) を取得するための介護福祉士の配置等要件が変更となりました。

制度改正後	サービス提供体制強化加算 <u>(I) 又は (II) の区分の届出を行っていること</u>
〃 前	サービス提供体制強化加算の最も上位の区分である <u>(I) イを算定していること</u>

<サービス提供体制強化加算 (I) >

次のいずれにも該当すること。

- (1) 指定事業所 (※1 : 以下、同じ。) の全ての従業者 (※2 : 以下、同じ。) に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修 (外部における研修を含む。) を実施又は実施を予定していること。
- (2) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に行うこと。
- (3) 当該指定事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に行うこと。
- (4) 次のいずれかに適合すること。
  - (一) 当該指定事業所の訪問介護員等 (※3 : 以下、同じ。) の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上。
  - (二) 当該指定事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士 (※4) の占める割合が100分の25以上。

(※1) 「指定事業所」… サービスごとに、「指定 (介護予防) 訪問入浴介護事業所」、「指定夜間対応型訪問介護事業所」、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」と読み替えてください。

(※2) 「従業者」… サービスごとにそれぞれ、「訪問入浴介護従業者」「訪問介護員等」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と読み替えてください。

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

- (※3)「訪問介護員等」… (介護予防)訪問入浴介護では、「介護職員」と読み替えてください。
- (※4)「勤続年数10年以上の介護福祉士」とは、「介護福祉士の資格を有する者であって、同一法人等での勤続年数が10年以上の者」であり、「介護福祉士の資格を取得してから10年以上経過」していることを求めるものではない。

**注意事項のまとめ**

**・新規(加算区分の変更を含む)に当該加算を算定する場合**

算定する前月の15日までに市への届出が必要となります。

**・新規の届出後も常に要件を満たしている必要があります**

満たしていることを確認したことが分かる記録を残してください。

**・加算の算定要件を変更する場合**

例えば、特定事業所加算(Ⅱ)の人材要件において、「訪問介護員等要件」から「サービス提供責任者要件」へ変更(またはその逆)する場合は、事業所で資料を作成し保管しておいてください。変更届の提出は不要です。

(変更届は加算を変更する場合のみ。)

**・算定要件を満たさないことが明らかになった場合**

その月から加算の算定ができない場合もありますのでご注意ください。また、その際は届出が必要です。

**・算定要件**

自己点検表にも記載していますので、ご活用ください。以下、過去の集団指導資料の掲載場所を掲載します。

**※特定事業所加算【訪介】**

**1 体制要件**

- ・計画的な研修の実施(※5)
- ・会議の定期的開催(※6)(※7)
- ・文書等による指示及びサービス提供後の報告(※8)
- ・定期健康診断の実施
- ・緊急時における対応方法の明示

**2 人材要件**

- ・訪問介護員等要件(※9)
- ・サービス提供責任者要件

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

3 重度要介護者等対応要件

※サービス提供体制強化加算【訪入・定期・夜間】

- 1 研修
- 2 会議の開催(※6)(※7)
- 3 健康診断等

(※5)・・・「令和元年度集団指導《個別編》4、11・P17」

(※6)・・・「令和2年度集団指導《個別編》2・P5」

(※7)・・・「令和元年度集団指導《個別編》4、11・P18」

(※8)・・・下記を参照ください。

(※9)・・・「令和2年度集団指導《個別編》2・P4」

※特定事業所加算【訪介】

1 体制要件

- ・「文書等による指示及びサービス提供後の報告」について

厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号)・ 三イ(2)(二) 訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を <b>文書等の確実な方法により伝達</b> してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。
---

「文書等の確実な方法により伝達」

- ・サービス提供責任者は訪問介護員等からの報告内容を文書(電磁的記録を含む。)にて記録を残さなければならないとされています。
- ・サービス提供責任者から伝達する内容のうち、「前回のサービス提供時の状況」は毎回の記載が必要です。(変更がない場合も、変更がないことが分かるよう記載してください。)
- ・直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能とされています。(電話での伝達は該当しません。)
- ・メールでの伝達の場合、担当訪問介護員が当該メール(伝達内容)を閲覧したことは、加算に係る記録として残してください。
- ・指示の頻度は「毎日」が基本ですが、例えばサービス提供責任者が不在である場合は、不在時のサービスに係る指示を一括して行うことが可能です。

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

(質問)

Q. 社内用のスマートフォン等に入れたSNSのアプリケーションを利用して、サービス提供責任者より利用者に関する情報及び当日の支援内容等に関する指示の発信、担当の訪問介護員からの提供後の報告を受けるとは、「確実な方法による情報の伝達」にあたりますか？

A. 本加算に係るサービス提供の指示や報告にSNS等を用いることは可能ですが、「アカウントを削除した」場合等の対策として、記録の保存については文書若しくは電子機器等で適切に行ってください。

なお、個人が利用しているSNS等のアカウントを利用する場合には、アカウントの乗っ取りのリスクや、職員以外の者（例えば職員の家族等）による閲覧のリスク、また、従業者が退職後にもサービス提供のデータを所有したままとなるリスク等、様々なことが考えられ、十分な配慮が必要です。

**③ 複数の要介護者（要支援者）がいる世帯において、同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いはどのようにすべきか？【訪介】**

それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置づけます。

**身体介護 ⇒ それぞれに算定する**

例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に100分間訪問し、夫に50分の身体介護、妻に50分の身体介護を提供した場合、夫、妻それぞれ身体2（396単位）を算定することとなります。

**生活援助 ⇒ 適宜所要時間を振り分ける**

複数の要介護者（要支援者）のみで構成されている世帯での生活援助の位置づけに際しては、以下のことに留意してください。

- (1) 利用者負担を考慮すること
- (2) 利用者個々の状況に応じた介護支援専門員とサービス提供責任者による適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じた必要な量のサービスを提供すること
- (3) 利用者の同意を必ず得ること
- (4) 要介護者（要支援者）間で適宜所要時間を振り分ける
  - どちらか一方の生活援助として位置付ける
  - それぞれの利用頻度に応じてサービスの回数を按分する（月の中で夫〇回、妻〇回など）

明らかに夫のための生活援助と妻のための生活援助とに分けられる場合は、身体介護と同様にそれぞれ算定することは可能ですが、2人分の調理や買い物、共有部分の掃除など明確に分けられないサービスについては、利用者負担を考慮し、どちらか一方の生活援助として位置づけることが適切と考えます（週や月の中でサービスの回数を按分することは可）。

なお、平成24年3月16日付け事務連絡『介護保険最新情報 vol. 267「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（vol. 1）」』の問9にあるように、1回のサービスを午前と午後の2回に分けて提供することや、週1回のサービスを

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
（訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）

週2回とする等、より利用者の生活のリズムに合わせた複数回の訪問により対応することも可能です。

#### ④ 有料老人ホーム等に併設される事業所の人員配置について【訪 介・定期】

有料老人ホーム等の介護職員と訪問介護事業所の訪問介護員等とを兼務する従業者の人員配置については、従前より適切な勤務管理をお願いしているところです。(平成31年1月7日付下介第7号通知「指定訪問介護事業所等に係る適正な事業運営の確保について(通知)」(15～16ページ掲載))

しかしながら、市民から人員配置を疑問視する意見が増えてきたことから、令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導資料について再掲いたしますので、該当する事業所におかれましては、今一度点検をお願いいたします。

##### 1 勤務時間の区分

- 介護保険事業者は、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななくてはなりません。
- 同一敷地内において、いくつかの事業所が併設されている場合にあっても、それぞれの事業所ごとに従業者の勤務時間を区分し、勤務表を作成する必要があります。有料老人ホーム等が併設されている場合も同様です。

##### 2 勤務時間の整理

- 当該事業所に勤務している時間かどうかは職員の勤務の実態により判断することとなります。  
例えば、有料老人ホーム等のサービスとして提供した介護等を訪問介護サービスに振り替えて、介護報酬を請求することはできません。
- 有料老人ホーム等の夜勤職員が訪問介護を実施する場合には、訪問介護に直接関係する時間(訪問介護サービスを提供し、サービス提供記録をつける等)を、訪問介護事業所の勤務時間として整理してください。これ以外の時間帯については、有料老人ホーム等の業務に当たっている時間となります。
- また、日中の時間帯についても、有料老人ホーム等の業務に当たる職員が訪問介護事業所の従業者を同時並行的に兼務している場合は、訪問介護に直接関係する時間のみを、訪問介護事業所の勤務時間として整理してください。
- なお、時間帯により有料老人ホーム等と訪問介護事業所で勤務時間を明確に区分できる場合には、当該時間帯により区分し整理してください。

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

3 常勤・常勤換算

- 介護保険事業所における「常勤」は、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週 32 時間を下回る場合は、32 時間)に達していることをいいます。
- 介護・看護職員のような直接処遇職員については、一部の例を除き、解釈通知にいう「同時並行的に行われることが差し支えない職種」とは認められないため、雇用形態として事業者から常勤職員として採用されている場合であっても、介護保険制度上の常勤職員とは認められません。【詳細:平成 26 年度下関市集団指導資料《共通編》P.16】
- 事業所の人員基準を満たすためには、当該事業所において実際に勤務している必要があり、法人の常勤要件を満たすこと＝当該事業所の人員基準を満たすこととはならないことに注意してください。

(例) 常勤の職員が勤務すべき時間数が週40時間の有料老人ホームと訪問介護事業所、通所介護事業所が併設されている場合【訪問介護事業所の視点】

職種	有料	訪問介護		通所介護	合計	勤務形態・記号
		勤務時間	常勤換算			
管理者(専)	8	16	0.0	16	40	常勤兼務・B
サ責	0	40	1.0	0	40	常勤専従・A
訪問介護員	8	24	0.6	8	40	非常勤専従・C
訪問介護員	0	24	0.6	0	24	非常勤専従・C
訪問介護員	8	8	0.2	8	24	非常勤専従・C
計			2.4			

※訪問介護事業所の常勤換算数が2.5を下回っており、人員基準欠如状態

下関市では、勤務時間を明確に区分した結果、訪問介護事業所においては訪問介護員は専従であるため、非常勤専従・C と判断します。  
 ※山口県とは解釈が異なります。

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

4 管理者

- 事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあ  
る他の事業所、施設等の職務に従事することができます。
- 有料老人ホーム等が併設される場合もこれに該当します。
- 兼務が認められるパターンは以下のとおりです。
  - ・事業所の管理者と事業所内の他の職務を兼務する場合
  - ・事業所の管理者と同一敷地内の他の事業所の管理者を兼務する場合のいずれかの場合に限って認められます。

【詳細：平成26年度下関市集団指導資料《共通編》P.13～15】

5 訪問介護事業所のサービス提供責任者

- 訪問介護事業所の人員基準で配置が必要とされている常勤のサービス提供責任者は、専従要件があるため、有料老人ホーム等の職務に従事することはできません。当該訪問介護事業所の管理者のみ兼務可能です。また、指定訪問介護事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間外(営業時間外)であっても極力有料老人ホーム等の勤務は行わないでください。特に夜勤については、指定訪問介護の業務に支障をきたすことから、厳に慎むこととしてください。
- 人員基準で配置が必要とされている非常勤のサービス提供責任者又は人員基準を超えて配置されているサービス提供責任者については、サービス提供責任者として勤務していない時間帯について、有料老人ホーム等の職務に従事しても差し支えありません。

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

下 介 第 7 号  
平成31年1月7日

指定訪問介護事業所  
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 } 管理者 様

下関市福祉部介護保険課長 川口 和子  
( 公 印 省 略 )

指定訪問介護事業所等に係る適正な事業運営の確保について (通知)

平素は本市介護保険事業の適切な運営に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、従前より、有料老人ホーム等<sup>※1</sup>と指定訪問介護事業所等<sup>※2</sup>の人員配置につきましては、適切な勤務管理をお願いしているところですが、昨今、市民から不適切な人員配置を指摘する意見が増えてきております。

また、山口県から権限委譲を受けて以降、人員基準違反を理由とした行政処分や自主返還を命じた事例もあります。

つきましては、今一度、関係法令及び基準、集団指導資料等を御確認いただくとともに、下記について特にご留意いただき、適正な事業運営の確保に努めていただきますようお願いいたします。

なお、今後、必要に応じて指定訪問介護事業所等の運営状況を調査する予定としております。調査方法は現地確認(訪問)とさせていただきますが、実地指導とは異なり事前準備等は必要ございませんので、連絡をさせていただいた事業所におかれましては、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

※1 有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅を指す。

※2 訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を指す。

記

1. 介護保険サービス事業者は、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに勤務の体制を定めること。特に、有料老人ホーム等の従業員と指定訪問介護事業所等の訪問介護員等とを兼務する場合、有料老人ホーム等に従事した時間を指定訪問介護事業所等における勤務時間に含めることは出来ないため、それぞれの勤務時間を明確に区分し整理すること。
2. 指定訪問介護事業所等の人員基準で配置が必要とされている常勤職員(サービス提供責任者等)は、専従要件があるため、指定訪問介護事業所等での勤務時間中に有料老人

【裏面へ】

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

ホーム等の職務に従事することができないことを厳守すること。

3. 指定訪問介護事業所等の所在地が、有料老人ホーム等とは別の場所にある場合において、管理者やサービス提供責任者等（計画作成責任者含む。）の業務を当該有料老人ホーム等で行なわないこと。特に、有料老人ホーム等に指定訪問介護事業所等の実質的な機能を備えたまま、同一敷地等でない場所に事業所事務所を確保し、その賃料等を事業者が負担していることを以って、集合住宅減算の対象外となるものではないことに留意すること。

以上

下関市福祉部介護保険課事業者係：

河村、徳賀、廣川

〒750-0006 山口県下関市南部町21番19号

下関商工会館4階

kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

TEL:083-231-1371(直通) FAX:083-231-2743

## ⑤ サービス提供の算定の可否について

身体介護・生活援助の区分については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日 老計第10号 最終改正;平成17年6月29日)に示されていますが、生活援助のサービス提供の算定可否について、質問及び下関市の回答の一部を過去に集団指導でお伝えした内容も含めて掲載します。※指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定夜間対応型訪問介護についても同様です。

- ・身体介護・・・①利用者の身体に直接接触して行う介助、並びにそれに伴う準備・記録、②利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲の向上のために利用者と共にを行う自立支援のためのサービス、③その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス、④社会福祉士法及び介護福祉士法の規定に基づくたんの吸引等の業務

### 【算定できないサービス】

リハビリ、マッサージ、医行為、薬の分包・日付入れ、話相手、代筆・代読、利用者の見守り、趣味嗜好のための外出介助 等

- ・生活援助・・・身体介護以外の訪問介護であって、掃除洗濯などの日常生活の援助(利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものに限る)

### 【算定できないサービス】

直接本人の援助に該当しない行為(主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為)、日常生活の援助に該当しない行為(訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為)、本人不在時に行った行為

**(1) 洗濯について**

Q1 コインランドリーの使用は可能か？

A1 コインランドリーの使用については、自宅に洗濯機がない等の自宅で洗濯できない特段の事情がある場合を除いて認められません。

**(2) 銀行での現金の振込みについて**

Q1 振込みの代行は可能か？

A1 振込み額ちょうどを預かって代行することも不可としています。買物代行において金銭を預かる場合を除いて、訪問介護員等が利用者の金銭を預かることは、金銭上のトラブルを引き起こしかねないため、認められません。

なお、利用者が日常生活上必要な金銭管理のために金融機関を利用する際の介助については、外出介助として介護保険での対応が可能です。

詳細は「訪問介護員等による金銭管理について（通知）」(平成20年9月16日付下介第1392号)(30ページ)を確認してください。

**(3) 買物について**

Q1 買物同行で普段買物を行う最寄りの店舗と別の店舗に行くことが可能か？

A1 買物の援助においては、原則、居宅から最寄りの店舗で購入すべきですが、日用品の購入にあたって、居宅の最寄りではない別の店舗で購入する以外、代替方法がない場合、社会通念上、買物の援助を行うのに要する標準的な時間を超えない範囲での対応は可能と考えます。

Q 2 嗜好品の買物は可能か？

A 2 嗜好品の買物を介護保険サービスにて行うことは原則不可ですが、日常生活上必要な物品の買物と同時一体的に行うことができ、かつ算定時間に変化がない場合であれば、差し支えありません。

嗜好品のみの買物については算定対象外であり、確認された場合は報酬返還の対象となります。また、嗜好品中心の買物（買物の内容から嗜好品を買うことが主たる目的と判断されるもの）についても今後は避けてください。

なお、飲食物等において、嗜好品であると一概に判断できない物品については、利用者の生活の形態、その品物の必要性、及び社会通念を総合的に判断し、嗜好品に該当するかどうか判断してください。

※単に利用者が過去から購入していたという理由だけでは嗜好品に当たらない理由にはなりません。

Q 3 クレジットカードや現金をチャージするカードを利用した買物代行が可能か？

A 3 クレジットカードは、本人以外が利用することはできません。

また、現金をチャージしておくカードについては、通常の買物に必要な額を大きく上回る額が入金されているような場合でなければ、ヘルパーが使用することが可能です。ただし、通常のおつり確認と同様に、買物前・買物後のチャージ残額の確認をよく行ってください。

(注意)

ポイントが付与される店舗でのポイントカードの提示について付与されるポイントの権利も利用者にあります。よって、利用者が貯めていないポイントを、訪問介護員等自身のポイントカードに付与することは認められませんので、ご注意ください。

**(4) 介護報酬**

Q 1 洗濯の待ち時間は介護報酬の算定ができるか？

A 1 洗濯機をセットして洗い終わるまでの単なる待ち時間は算定できません。待ち時間に訪問介護計画に位置付けられた他の援助を行う場合には、併せて算定することは可能です。

Q 2 食事中の見守り時間は介護報酬の算定ができるか？

A 2 食事の動作が自立である利用者に対して、食事中に声掛けや見守りを行うだけの時間は、たとえ利用者に認知症状等があり自発的に食事を進めない場合においても算定できません。

なお、調理の後片付け等、訪問介護計画に位置付けられた他の援助を行いながら声掛け等を行う場合は可能です。

Q 3 意思表示の代行は介護報酬の算定対象か？

A 3 代筆や代弁などで利用者の意思表示を代行することは、訪問介護の算定対象ではありません。

援助の必要性が利用者の障害に起因するものである場合、障害福祉サービスにて援助を受けることができる場合がありますので、該当する事案については障害者支援課にお問い合わせください。

Q 4 サービス担当者会議の出席時間は介護報酬の算定対象か？

A 4 訪問介護員等がサービス担当者会議に参加する時間については、算定対象ではありません。

また、サービス担当者会議は利用者に介護保険サービスを提供するにあたって当然に参加すべきものであり、あらかじめ介護報酬に組み込まれていると考えられるため、別途実費を徴収することもできません。

※Q 4については自費対応にも該当しません。

**(5) その他**

Q 1 宅配便や郵便物の受け取りが可能か？

(独居で自ら対応出来ない身体状況等の場合)

A 1 宅配便の受け取りのみを目的にしたサービス提供は算定できません。

ただし、訪問介護員が訪問し、サービスを行っている時間帯の受け取り等まで否定するものではありません。

また、訪問介護員による開封及び郵便物の代読等は出来ませんが、整理等して置いておく程度であれば問題ありません。

なお、事業所が、算定対象外の部分を自費対応、または、無償で提供することを妨げるものではありません。

また、医行為に該当するか否かの判断については、令和2年度集団指導個別編P23～24「医行為に該当するか否かの判断にかかる取扱いについて(通知)」(平成27年11月9日付け下介第1952号)に本市における取り扱いを掲載しておりますので、厚労省通知「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」と併せてご確認ください。

⑥ 2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱いについて【訪介】

2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するときは、算定することが出来ますので、担当ケアマネジャーと相談のうえ、その必要性を訪問介護計画等に記録するなどして明確にしてください。

- ・利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ・その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合

また、サービスの提供記録には、訪問した2人が誰かが分かるようにしてください。

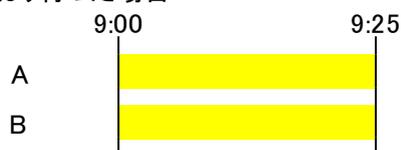
なお、サービスの一部のみ2人の訪問介護員等により提供する場合（2人の訪問介護員等による身体介護に引き続き、1人の訪問介護員等により生活援助を行うなど）は、該当するサービスコードが無い場合、それぞれの訪問介護員等についてのサービスコードで算定します。（下記算定例（2））

サービス利用票においても、それぞれのサービスコードについて1行ずつ、結果的に同一時間帯に2つの算定内容を記載することとなります。

<算定例>

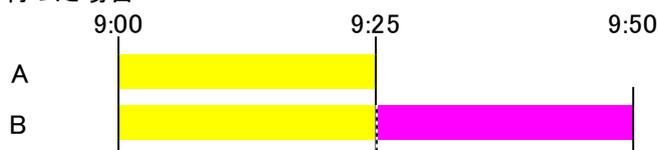
○訪問介護計画…体重が重い利用者の入浴介助を、訪問介護員AとBが2人で訪問（9:00～9:25の25分）

(1) 計画どおり行った場合



請求：身体介護1・2人のサービスコードで算定

(2) 入浴介助後、Aは退室し、Bは急遽、引き続き汚染のひどいシーツ等の洗濯と掃除を25分、追加で行った場合



請求：A…身体介護1のサービスコードで算定  
 B…身体1生活1のサービスコードで算定

## ⑦ 感染症や災害への対応力強化及び虐待の防止について

令和3年度制度改正により、以下の取組（委員会の開催、指針等の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等）が義務付けられました。

なお、3年の経過措置期間（令和6年3月31日までの間は、努力義務）が設けられています。

### <業務継続計画（BCP）の策定>

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるようサービス提供を継続的に実施するための、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。

※他のサービス事業者との連携等により行っても差し支えありません。

#### （1）業務継続計画の策定

##### 【感染症】

- ・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ・初動対応
- ・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

##### 【災害】

- ・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- ・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ・他施設及び地域との連携

#### （2）研修を年1回、以上及び新規採用時に実施

※感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的な実施も可能

#### （3）訓練（シュミレーション）を年1回以上実施

※感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的な実施も可能

### <感染症の予防及びまん延の防止のための措置>

各サービス事業所において、感染症が発生したり、まん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなりません。

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

※他のサービス事業者との連携等により行っても差し支えありません。

(1) 委員会の開催

- ・おおむね6月に1回以上の定期開催と、流行する時期に随時開催
  - ・感染対策担当者の配置
- ※テレビ電話装置等を活用して行うことも可能

(2) 指針の整備

- ・平常時の対策（事業所内の衛生管理、ケアに係る感染対策等）
- ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や関係機関との連携、行政等への報告等）
- ・発生時の連絡体制の整備（事業所内、関係機関）

(3) 研修を年1回以上、及び新規採用時に実施

(4) 訓練（シュミレーション）を年1回以上実施

<虐待の防止>

虐待等の発生、またはその再発を確実に防止するために、次に掲げる事項の措置を講じなければなりません。

(1) 委員会の開催

(2) 指針の整備

(3) 研修を年1回以上、及び新規採用時に実施

(4) 訓練（シュミレーション）を年1回以上実施

⇒詳細については、《共通編》60ページを参照ください。

## ⑧ 通知集について

### (1) 「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的について (通知)

『通院等のための乗車又は降車の介助』の利用目的について (通知) (令和3年6月17日付け下介第1112号) (別紙1) において通知しているところです。なお、下関市では通院等乗降介助の利用目的として「日常品等の買い物」の位置付けができることとしていますが、利用者が直接買い物に行く必要性を十分検討した上で、計画に位置付けるようにしてください。

### (2) 院内介助の取扱いについて

「指定(介護予防)訪問介護における院内介助の取扱いについて(通知)」(平成25年9月2日付け第1424号) (別紙2) において通知しているところですが、下関市において、いわゆる院内介助が、介護保険(指定訪問介護)の算定対象となる場合は、当該通知にある要件をすべて満たす場合といたします。

診察や点滴等の処置の時間は、たとえ医師等からの依頼があった場合についても訪問介護費の算定は不可能ですのでご注意ください。

なお、指定訪問介護事業所が、算定対象外の部分を自費対応、または、無償で提供することを妨げるものではありません。

### (3) 金銭管理について

「訪問介護員等による金銭管理について(通知)」(平成20年9月16日付け下介第1392号) (別紙3) において通知しているところですが、訪問介護員等が利用者の金銭を取り扱うことはトラブルに発展する危険性が高いことから、日常品の買い物の援助の範囲を超える現金や通帳を取り扱う援助については介護保険給付の算定対象外としています。また、日常品の買い物の援助の範囲内である場合においても、利用者に預かり証を交付する等の対応により、利用者等から疑念を抱かれることがないように十分留意してください。

なお、金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等、公的な制度の利用を勧めてください。

### (4) 同居の家族等がいる場合の生活援助の提供範囲について

訪問介護における生活援助については、同居の家族等がいる場合、障害、疾病等の理由のほか、やむを得ない事情により、本人及び当該家族等が家事を行うことが困難な場合のみ算定することができます。

このときの生活援助の提供範囲について、下関市における取扱いを整理した

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

通知(別紙4)を平成27年に発出していますので、提供可能な範囲を超える生活援助を提供している事例がないか、各事業所において確認をお願いします。

指定居宅介護支援事業所より「同居家族等がいる場合の生活援助 相談票」の提出が必要となる場合がありますので、担当ケアマネジャーと十分に連携してください。

なお、他県に住んでいる別居の家族が帰省した場合のように、期間が限られていても家族等が在宅している場合には、生活援助は当該家族等が行うことが原則となります。そのため、その期間については同居家族等がいるとみなしますので、位置づけされている生活援助については、提供することが適切かどうか個別に判断してください。

### **(5) その他の通知について**

その他通知についても、下関市ホームページ内「介護保険サービス事業者関係通知集」にて掲載していますので、今一度各事業所においてご確認ください。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

- しごと・事業者
- 介護保険サービス事業者
- 通知集

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙1

下 介 第 1 1 1 2 号  
令和3年(2021年)6月17日

各居宅介護支援事業所 管理者 様  
各訪問介護事業所 管理者 様

下関市福祉部介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的について(通知)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本市介護保険事業の円滑な運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、本市におきましては、「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的について(通知)(平成23年11月1日付け下介第1725号)により通知しておりましたが、この度の令和3年度制度改正で「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)」の一部が改正され、「通院等」には、「入院と退院も含まれる」と明文化されたことから、「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的の範囲」について、下記のとおり整理するとともに、平成23年11月1日付け下介第1725号文書は廃止しますので通知します。

なお、「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的として「日常品等の買い物」を計画に位置付ける場合は、「生活援助中心型」の訪問介護員等による買い物もサービス行為として算定可能であるため、利用者が直接日常品の買い物に行く必要性を十分検討した上で、計画に位置付けてください。

また、目的地での介助が算定対象となる場合は、『通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合』及び『身体介護が中心である場合』の適用関係等について(平成15年5月8日老振発第05080011号、老老発第0508001号)に整理されているように、「通院等のための乗車又は降車の介助」として包括して評価することを念のため申し添えます。

なお、身体介護中心型としての「通院・外出介助」についても利用目的の範囲は同様となります。

記

※「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的の範囲

- 通院 ■選挙 ■入退院 ■日常品等の買い物
- サービス選択のための介護保険サービス提供事業所の見学
- 公共機関における日常生活に必要な手続き(例:納税)
- 金融機関における日常生活に必要な手続き(例:生活費の引き出し)

以上

下関市 介護保険課 事業者係  
電話083-231-1371

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙2

下介第1424号  
平成25年 9月 2日

各指定(介護予防)訪問介護事業所 }  
各指定居宅介護支援事業所 } 管理者 様  
各指定介護予防支援事業所 }

下関福祉部介護保険課  
課長 五十嵐 修二  
(公印省略)

指定(介護予防)訪問介護における院内介助の取扱いについて(通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より介護保険事業の適切な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、利用者の通院時におけるいわゆる院内介助が、介護保険(指定(介護予防)訪問介護)の算定対象となるか否かにつきましては、厚生労働省より、

①基本的に院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合によっては算定対象となること

また、

②院内介助が算定対象と認められる場合については、各保険者の判断となること  
が示されています(『通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合』及び『身体介護が中心である場合』の適用関係について)(平成15年5月8日老振発第0508001号、老老発第0508001号)及び「訪問介護における院内介助の取扱いについて」(平成22年4月28日老健局振興課事務連絡)。

院内介助の算定可否に関する保険者判断につき、本市においては、これまで個別の問い合わせに対してその都度検討し、回答してまいりましたが、その取扱いについて別紙のとおり整理いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、別紙内容をご確認の上、適正にご対応いただきますようお願い申し上げます。

下関市福祉部介護保険課事業者係

〒750-0006

下関市南部町21-19

(下関商工会館4階)

TEL: 083-231-1371

FAX: 083-231-2743

平成25年 9月 2日

下関市福祉部介護保険課

指定（介護予防）訪問介護における院内介助の取扱いについて

下関市において、いわゆる院内介助が、介護保険（指定（介護予防）訪問介護）の算定対象となる場合は、以下の要件をすべて満たす場合といたします。

なお、指定（介護予防）訪問介護事業所が、算定対象外の部分を自費対応、または、無償で提供することを妨げるものではありません。

(1) 受診先医療機関の職員等による対応が困難であること。

※受診先医療機関において、当該医療機関の職員や院内ボランティア等による対応が可能な場合は、そちらによる対応が優先されるため、算定できません。

※受診先医療機関の職員等による対応が可能か否かについては、受診先の医療機関に確認いただくことが望ましいですが、受診先医療機関の普段または当日の混雑具合や職員等の配置具合から、当該利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（指定介護予防支援事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を含む。以下「介護支援専門員」という。）が総合的に判断しても構いません。

(2) 利用者が身体介護を必要とする状態であること。

※利用者の容態から判断して、院内での待合、診察室や検査室等への移動、医療費の支払い等が1人では困難であり、身体介護が必要な場合に、当該介助を行った時間についてのみ算定可能です。院内での待合、診察室や検査室等への移動、医療費の支払い等が1人で対応できる利用者に、単に付き添っているだけの時間については算定できません。

(3) 上記(1)(2)について、介護支援専門員が支援経過記録等にその内容を記録していること。

(4) 診察室や検査室等内における介助を算定していないこと。

※診察室や検査室等内における介助は、医療保険で提供されるサービスであるため、算定できません。

※診察時等において、利用者に代わって、医師等に利用者の容態等を説明したり、医師からの説明等を聞き取ったりする行為は、身体介護、生活援助のいずれにも該当しないため、算定できません。

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙3

下 介 第 1 3 9 2 号  
平成 2 0 年 9 月 1 6 日

各指定訪問介護事業所管理者 様

下関市福祉部介護保険課長

訪問介護員等による金銭管理について (通知)

平素から本市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件について、従前より、金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用により対応していただくようお願いしておりますが、このところ、訪問介護員等が金銭管理を行うことに起因しトラブルが発生した事案が多数報告されております。

つきましては、各事業所においてサービス利用者の信頼を裏切ることのないよう、下記の点に十分留意し適正な事業運営を図ってください。

記

- 1 管理者等は、訪問介護サービスが利用者等の信頼の上に成り立っていること、また介護保険の事業所が社会的に大きな責任を担っていることを再認識し、金銭トラブルが生じないよう適時、的確な相談や指導を行うこと。
- 2 訪問介護サービスの大部分は高齢者の居宅で単独の訪問介護員によって提供されるものであることから、不要な金銭管理を行うことによって、利用者等から疑念を抱かれることがないように十分留意すること。
- 3 訪問介護サービスとして行うことのできる日用品等の買い物の援助は、食料品など、利用者が日常生活を送る上で必要な範囲に限られており、その範囲を超える現金や通帳を預かることはできないものであること。
- 4 金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等、公的な制度の利用を勧めること。なお詳細については、市、地域包括支援センターまたは社会福祉協議会に相談すること。

【問い合わせ先】

〒750-8521 下関市南部町1-1  
下関市福祉部介護保険課 給付係  
担当：東矢、藤井  
TEL 083-231-1371

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2  
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙4

下 介 第 8 3 号  
平成27年1月19日

各指定(介護予防)訪問介護事業所  
各指定居宅介護支援事業所  
各指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所  
各指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所  
各指定介護予防支援事業所

管理者 様

下関福祉部介護保険課  
課長 五十嵐 修二  
(公印省略)

同居の家族等がいる場合の生活援助の提供範囲について(通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より介護保険事業の適切な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、訪問介護<sup>(注1)</sup>における生活援助については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由のほか、やむを得ない事情により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して行った場合に算定することと定められています。

このたび、当該生活援助の提供範囲について、別紙のとおり整理いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、別紙内容をご確認の上、適正にご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、利用者が、上記「当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である」状況であるかどうかについては、適切なアセスメントにより、判断を行ってください。

また、同居の家族等がいる場合の「同居家族がいる場合の生活援助 算定相談票」については、従来どおり提出<sup>(注2)</sup>が必要であるため、十分ご留意ください。

(注1) 介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護についても同様に扱います。

(注2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護については、今後も相談票の提出は求めませんが、生活援助の提供範囲については同様に扱いますので、本通知の趣旨に沿った適切なサービス提供をお願いします。

下関市福祉部介護保険課事業者係  
〒750-0006  
下関市南部町21-19  
(下関商工会館4階)  
TEL: 083-231-1371  
FAX: 083-231-2743

平成27年1月19日  
下関市福祉部介護保険課

同居の家族等がいる場合の生活援助の提供範囲について（通知）

下関市において、同居の家族等がいる場合に生活援助が提供可能な範囲については、以下のとおりです。

なお、指定訪問介護事業所<sup>(注1)</sup>が、算定対象外の部分を自費対応、または、無償で提供することを妨げるものではありません。

(1) 要介護者等のみに対し行う家事

同居の家族等の障害、疾病等の理由、その他やむを得ない事情により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である場合には、算定可能です。

(例：利用者のみが使用する寝室の掃除、利用者のみ衣類の洗濯)

(2) 要介護者等及び同居の家族等に対し行う家事

同居の家族等も使用する部分であれば、たとえ要介護者等がいなくても当然に当該家族等が行う家事であるため、介護保険に優先して当該家族等が行うことが適当であるものと判断し、算定することはできません。

(例：利用者とその家族が共用するトイレの掃除、利用者とその家族の衣類の洗濯)

ただし、要介護者等の身体状況や認知症状等により、通常同居の家族等が行うべき家事の範囲を超えた家事の必要性が生じる場合（例：認知症状に起因する異常行動により、多大な汚染が生じている場合）には、当該部分の対応については算定可能です。

(例：排泄失敗により汚染があるトイレ・廊下の掃除)

また、同居の家族等が障害認定を受けている場合であって、家事を行うことが困難である場合には、当該家族等に対しても家事援助が必要となります。この場合、障害福祉サービスではなく介護保険サービスによる対応が優先されるべきであるため、算定可能です。

なお、たとえ同居の家族等が障害認定を受けている場合であっても、当該家族等が行うことが可能である家事については、算定することはできません。

また、同居の家族等が児童<sup>(注2)</sup>である場合であって、家事を行うことが困難である場合には、当該家事については算定可能です。

この場合についても、当該家族等が行うことが可能である家事については、算定することはできません。

(3) 同居の家族等のみに対し行う家事

主として家族の利便に供する行為であり、要介護者等に対して行う生活援助には含まれないため、算定することはできません。

(例：家族のみが使用する部屋の掃除、家族のみ衣類の洗濯)

(注1) 介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護についても同様に扱います。

(注2) 児童福祉法に基づき、満18歳に満たない者をいいます。